

## ○三次市総合計画審議会運営規則

平成16年 9月28日規則第216号

## 改正

平成20年 7月 8日規則第21号

平成21年 3月25日規則第 3号

平成27年 3月30日規則第13号

平成29年 3月29日規則第 4号

平成31年 3月29日規則第10号

令和 2年 3月16日規則第19号

## 三次市総合計画審議会運営規則

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、三次市総合計画審議会条例（平成16年三次市条例第290号）第 8 条の規定に基づき、三次市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長の互選)

**第 2 条** 会長の選出は、単記無記名の投票で行い、有効投票の最多数を得た者を当選人とする。この場合において、得票数の同じ者が 2 人以上あるときは、抽選によって当選人を定める。

2 前項の規定にかかわらず、委員中に異議のないときは、会長の選出につき指名推薦の方法を用いることができる。

(会長及び委員の退職)

**第 3 条** 会長がその職を辞任しようとするときは、審議会の承認を得なければならない。

2 委員が退職しようとするときは、会長を経てその旨を市長に申し出なければならない。

(審議会の招集等)

**第 4 条** 会長は、審議会を招集する場合は、その旨を市長に報告しなければならない。

(欠席の申出)

**第 5 条** 委員は、審議会に出席できない事情があるときは、あらかじめその旨を会長に申し出なければならない。

(会議の議長)

**第 6 条** 審議会の議長は、会長をもって充てる。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、議長の職務を代行する。

(専門部会)

**第7条** 審議会に次の専門部会を置くことができる。

- (1) 元気な人づくり部会
- (2) 元気な地域づくり部会
- (3) 元気な産業づくり部会

2 専門部会は、その分野について調査審議を行う。

3 専門部会に部会長を置き、専門部会において互選する。

4 部会長は、会長の承認を得て専門部会を随時招集し、その調査審議した事項を取りまとめて審議会に報告する。

(市職員の出席)

**第8条** 市長その他関係ある市の職員は、審議会に出席して発言することができる。

(審議会の幹事等)

**第9条** 審議会に幹事を置き、経営企画部企画調整課長をもって充てる。

2 審議会の庶務は、幹事の指揮のもとに経営企画部企画調整課において処理する。

(会議録)

**第10条** 審議会は、会議録を備えておかなければならない。

2 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開催及び閉会に関する事項
- (2) 出席及び欠席した委員の氏名
- (3) 出席した市の職員の氏名
- (4) 会議に付した事件
- (5) 議事の経過の要点
- (6) 前各号に掲げるもののほか、議長において必要と認めた事項

3 会議録には、議長及び議長の指名する委員2人が署名しなければならない。

(その他)

**第11条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成20年規則第21号)

この規則は、平成20年8月1日から施行する。

**附 則**（平成21年規則第3号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則**（平成27年3月30日規則第13号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**（平成29年3月29日規則第4号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。（後略）

**附 則**（平成31年3月29日規則第10号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則**（令和2年3月16日規則第19号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。